

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、
平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3444名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

(丙550～561号証)

令和7年8月8日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正

敏



弁護士 田 中

宏



弁護士 西 出 智

幸



弁護士 神 原

浩



弁護士 原 井 大

介



弁護士 森 拓

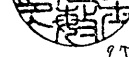
也



弁護士 辰 田

淳



弁護士	坂	井	俊	介		
弁護士	畑	井	雅	史		
弁護士	井	上	大	成		
弁護士	山	内	喜	明		
弁護士	谷	健	太	郎		
弁護士	酒	見	康	史		
弁護士	中	室		祐		
弁護士	持	田	陽	一		
弁護士	山	本	真	珠	子	
弁護士	高	山	裕	輔		
弁護士	富	野	聡	史		

上記当事者間の頭書事件につき、令和6年9月17日及び同年12月24日に実施された赤松純平氏に対する本人尋問の結果を踏まえ予定している被告関西電力（以下「被告」という）の主張に関連する証拠として、下記のとおり提出する。

記

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 550	強震動評価のための全国深部地盤構造モデル作成手法の検討（抜粋）	写し	H21. 12	独立行政法人 防災科学技術研究所	一般的に、地層が形成された地質年代が比較的新しい浅い地盤の弾性波速度は、岩相や堆積相の相違の影響が強く、それより年代が古くやや深い地盤では、深度の影響による弾性波速度の増加傾向が強くなるとされていること
丙 551	原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 第21回 議事録（抜粋）	写し	H25. 9. 18	原子力規制委員会	大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）の地下構造モデル策定に関して、被告は、原告らが指摘する細かな数値のばらつきの存在等を含めて、調査結果を丁寧に示しながら新規規制基準への適合性審査に係る審査会合で被告の評価について説明し、原子力規制委員会も、被告の評価を適切であると認めていること等 なお、本書証は、丙310の前後を含めて抜粋したものである。
丙 552	大飯発電所 地盤（敷地の地質・地質構造）について（別添資料集）	写し	H28. 2. 19	被告	本件発電所の山頂トレンチの底盤スケッチに対応する底盤写真の縮尺を見れば（24頁）、原告らが丙492の1を用いて幅50m程度であると指摘するシームの幅は、実際には数m程度の範囲に収まることが分かること
丙 553	松山地方裁判所 令和7年3月18日 判決	写し	R7. 3. 18	松山地方裁判所	松山地方裁判所平成23年（ワ）第1291号等（伊方原発運転差し止め請求事件）判決において、新規規制基準は三次元反射法地震探査の実施を必須として要求しているわけではないとの判断が示されていること（315～317頁）

丙 554 の 1	Near-Surface Attenuation and Site Effects from Comparison of Surface and Deep Borehole Recordings	写し	H9. 6	Rachel E. Abercrombie	ボーリング調査で得られた結果と既往知見の類似性から、岩種によらず、地表面近傍のQ値は深部に比べて小さいと示唆されることが報告されていること等 なお、本書証は、丙482（赤松・盛川）や丙497（佐藤2010）で引用されるとともに、令和6年12月24日に実施された赤松純平氏に対する本人尋問でも言及されている（赤松氏反対尋問調書49～50頁）。
丙 554 の 2	上記の訳文	写し	R7. 7	被告	
丙 555	原子力・エネルギー図面集、【5-2-11】頁、「原子力発電所と一般建築物の揺れの差」	写し	H28. 3. 14	一般社団法人 日本原子力文化財団	1995年兵庫県南部地震の観測結果について舞鶴海洋気象台と本件発電所での最大加速度の観測値を比較すると、二者間では全く異なる値が観測されたこと
丙 556	標準応答スペクトルの規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正 ー改正案に対する意見募集の結果及びこれを踏まえた修正並びに今後の対応ー	写し	R3. 4. 21	原子力規制庁	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下、「設置許可基準規則解釈」という）、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（以下、「地震ガイド」という）等が令和3年4月に改正され、「震源を特定せず策定する地震動」の策定にあたって、「全国共通に考慮すべき地震動」として、①平成16年（2004年）北海道留萌支庁南部の地震の観測記録から推定した基盤地震動及び②震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面における標準応答スペクトルを用いた評価が要求されることになったこと、及び原子力事業者は、上記改正後の設置許可基準規則解釈を適用しても基準地震動を変更する必要がないと考える原子力施設について、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を原子力規制委員会に提出することができるとされ、この場合、原子力規制委員会が基準地震動の変更を不要と認めた対象原子力施設について、原子炉設置変更許可の申請が不要とされたこと

丙 557	令和 3 年度原子力規制委員会第 5 回会議議事録（抜粋）	写し	R3. 4. 21	原子力規制委員会	令和3年4月の設置許可基準規則及び地震ガイドの改正について原子力規制委員会において議論が行われ、丙556のとおり改正内容等が決定されたこと
丙 558	標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否に係る審議結果（関西電力高浜発電所及び大飯発電所）	写し	R3. 6. 16	原子力規制庁	令和3年4月の設置許可基準規則及び地震ガイドの改正によって本件発電所の基準地震動を変更する必要はないことが、原子力規制委員会により確認されたこと
丙 559	令和 3 年度原子力規制委員会 第 13 回会議議事録	写し	R3. 6. 16	原子力規制委員会	
丙 560	令和 6 年度第 27 回原子力規制委員会資料 3 第 66 回技術情報検討会の結果概要（抜粋）	写し	R6. 8. 28	原子力規制庁	震源を特定せず策定する地震動に用いられる標準応答スペクトルを策定した従来研究の対象期間より後の5年間（2018年～2022年）に起きた地震の観測記録から収集・整理された15の地震を対象として、標準応答スペクトルの妥当性の検討が行われたところ、結論として、現行の標準応答スペクトルに与える影響はなく、同スペクトルが妥当であることを確認したこと 当該15の地震の中には大阪北部地震も対象として含まれた上で評価されていること
丙 561	令和 6 年度原子力規制委員会 第 27 回会議議事録（抜粋）	写し	R6. 8. 28	原子力規制委員会	丙560の内容について原子力規制委員会で報告されたこと